

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査（以下「科学技術研究調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>（調査の種類）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 甲調査は、前条第一号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものについて行う。</p> <p>3 乙調査は、次に掲げる調査組織体について行う。</p> <p>一 前条第二号及び第三号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置された調査組織体</p> <p>ロ イに掲げる調査組織体以外のものうちから、総務大臣の選定したもの</p> <p>二 前条第四号及び第五号に掲げる調査組織体</p> <p>4 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である科学技術研究調査を作成するための調査（以下「科学技術研究調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>（調査の種類）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 甲調査は、前条第一号に掲げる調査組織体並びに同条第二号及び第三号に掲げる調査組織体（科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたものを除く。）のうちから、総務大臣の選定したものについて行う。</p> <p>3 乙調査は、前条第二号及び第三号に掲げる調査組織体（科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたものに限る。）並びに同条第四号及び第五号に掲げる調査組織体について行う。</p> <p>4 （略）</p>